

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より始まった教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものである。

しかしながら、国は、昨年10月に教員免許更新制の抜本的な見直しを表明し、来年度は制度の効果検証などを含めた調査・検討の事業を行うこととされている。

教員免許更新制は、本格実施から一年も経っておらず、これから成果が大いに期待されている中で、改革の方向性も示されないまま「抜本的な見直し」の方針だけが打ち出されている現状では、学校現場の混乱を招くことは必至である。

よって、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制を存続するとともに必要予算を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣 鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官 平 野 博 文 様
文 部 科 学 大 臣 川 端 達 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣 仙 谷 由 人 様
行 政 刷 新 担 当 大 臣 枝 野 幸 男 様